

議案第42号

佐野市観光施設条例の改正について

佐野市観光施設条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市観光施設条例の一部を改正する条例

佐野市観光施設条例（平成17年佐野市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第2条の表佐野市蓬萊山野外休憩施設の項を削る。

第5条第1項中「佐野市蓬萊山野外休憩施設及び」（以下これらを「市管理施設」という。）を削る。

第10条中「市管理施設」を「佐野市須花坂公園」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

佐野市蓬萊山野外休憩施設を廃止するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市観光施設条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>佐野市蓬萊山野外休憩施設</td> <td>佐野市作原町2302番地2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	佐野市蓬萊山野外休憩施設	佐野市作原町2302番地2	(略)	(略)	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
名称	位置																
(略)	(略)																
佐野市蓬萊山野外休憩施設	佐野市作原町2302番地2																
(略)	(略)																
名称	位置																
(略)	(略)																
(略)																	
(略)	(略)																
<p>(行為の許可)</p> <p>第5条 <u>佐野市蓬萊山野外休憩施設及び佐野市須花坂公園</u> (以下これらを「市管理施設」という。)において、次に掲げる行為をしようとする者にあつては市長、指定管理者管理施設において、次に掲げる行為をしようとする者にあつては指定管理者の許可をあらかじめ受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>市管理施設</u>において第5条第1項の行為の許可を受けた者は、市長に別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、同項第1号に掲げる行為の許可を受けた者は、市長が別に定める期間内に支払わなければならない。</p>	<p>(行為の許可)</p> <p>第5条 佐野市須花坂公園において、次に掲げる行為をしようとする者にあつては市長、指定管理者管理施設において、次に掲げる行為をしようとする者にあつては指定管理者の許可をあらかじめ受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>佐野市須花坂公園</u>において第5条第1項の行為の許可を受けた者は、市長に別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、同項第1号に掲げる行為の許可を受けた者は、市長が別に定める期間内に支払わなければならない。</p>																